

# 移行期のカンボジアにおける 集会の自由の受容と変容

——平和的集会法を中心に——

木 村 光 豪

## 目 次

はじめに

第1章 カンボジア人民革命党が起草した憲法の人権概念

第2章 デモンストレーション法

第3章 平和的集会法

第4章 集会の自由に関する政府見解の推移

おわりに

## はじめに

カンボジアは、1970年から20年以上も内戦を経験してきた。1979年にベトナムの支援を得て民主カンプチア（ポル・ポト政権）を崩壊させたカンボジア人民革命党は、その後カンボジアの大部分（敵対する紛争3派の支配地域を除く）を実効支配するようになる。そのため、1980年に成立したカンプチア人民共和国は、カンボジアで初めての社会主義政権となった<sup>1)</sup>。1989年4月には、冷戦がまさに崩壊する直前の国際環境の変化に合わせる形で、国名をカンボジア国に変更し、社会主義路線を一部修正した。1991年10月、内戦終結の直前に、カンボジア人民革命党はカンボジア人民党へと党名を変更し、自由民主主義と複数政党制、自由市場経済の導入などを謳った政治綱領を採択した。

---

1) 民主カンプチア（1975年から1979年）は極端な共産主義体制であった。なお、カンボジア人民革命党の原点であるクメール（あるいはカンプチア）人民革命党が結成されたのは、1951年である。

## 移行期のカンボジアにおける集会の自由の受容と変容

1991年10月23日、パリ和平協定が調印され、内戦が終結する。そこには、「新たな憲法の諸原則」(附属書5)として、新たに制定される憲法の基本原則が明記され、憲法に含むべき具体的な基本的権利、基本的人権が国際人権文書に合致すること(第2項)、複数政党制に基づく自由民主主義体制を採用すること(第4項)が含まれた<sup>2)</sup>。

パリ和平協定が規定する憲法原則に拘束されたこともあり、国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)の統治下で制定された新しい憲法(1993年9月24日公布)には、多数の充実した人権規定が盛り込まれた。そのため、新憲法(以下、1993年憲法と略)が規定する人権条項には、それ以前の政権下で起草された憲法には見られない新たな人権規定が挿入されている。その代表的な事例が、国際人権条約の承認と尊重(第31条)、労働組合結成の権利(第36条)、罷業(ストライキ)と平和的示威行為(第37条)といったリベラルな権利である<sup>3)</sup>。また、自由民主主義体制と複数政党制も導入された(第51条)。

1993年憲法の公布でカンボジア王国という国名で新たな国家運営のスタートを切って以降、カンボジアは社会主義体制から自由民主主義体制へと大きく舵を切ったといえる。これは、カンボジアの現代史において初めての経験である。このいわば、ポスト社会主義という移行期のカンボジアにおいて、1993年憲法に導入された新たな基本的人権が、その後どのように受容され変容しているのか? 憲法の人権規定とそれに関連する法律との関係(共通面と相違面)を、移行期のカンボジアにおける急速な社会的・政治的变化を背景として検討していくことが、本稿の目的である<sup>4)</sup>。その際に焦点を合わせたいのが、法律の規定から明示的・黙示的に見て取れる政府の人権観である。西洋のリベラルな人権観と比較することで、カンボジア政府の人権観の特徴を考察していく。

2) パリ和平協定(日本語訳)については、[今川 2000]を参照。

3) これらの点については、[木村 2014]を参照。1993年憲法については、[萩野・畑・畑中編 2007]に所収の日本語訳(四本訳)を参照。

4) 本稿でいう移行期とは、「移行期の正義」として使用される場合の「移行期」(内戦から平和へ、権威主義・独裁体制から民主主義体制への移行期間)と同じ意味で使用する。「移行期の正義」については、[内田・清水 2012]を参照。

分析の対象とするのは、1993年憲法に規定された集会の自由（第41条）と平和的示威行為の権利である。その理由は3点ある。第1に、先述したように、平和的示威行為の権利は、カンボジアの憲法史において、1993年憲法で初めて規定された権利のひとつであり、集会の自由とも密接に関係する。そのため、この権利を法律でどのように規定（あるいは規制）するかは、政府の人権観の特徴が明確に映し出されるからである。第2に、これらの権利は、カンボジア政府が批准し、その尊重を憲法で規定する国際人権条約（特に自由権規約）の基準と政府の見解が一致しないことがしばしば見られる権利である。そのため、政府の人権観がくっきりと浮かび上がる場合が多く、検討しやすい。第3に、内戦終結の最初期と近年において、集会の自由と平和的示威行為に関する法律が存在する点である。パリ和平協定の調印から2ヵ月後、カンボジア国が制定したデモンストレーション法（1991年12月）、その代わりに起草された平和的集会法（2009年12月制定、2010年4月施行）が、それである。この2つの法律を比較することで、移行期のカンボジアにおける人権に関する法律の推移を探究することができる。これは、カンボジア政府による「人権のヴァナキュラー化」（国際人権を含む、人権の思想・規範・実践をローカルな現場において適用する過程）の一断面を検討することでもある。

本稿では、実定法の解釈に依拠しつつも、法律の起草過程における社会的背景なども考慮に入れながら、制定された法律の条文とその運用実態から浮かび上がる、移行期のカンボジア社会における法の現状と特徴を考察するというアプローチを採用する<sup>5)</sup>。

以下、次の手順で論を展開する。第1章では、社会主義憲法における人権概念の特徴を簡潔に検討した上で、カンボジア人民革命党が起草した2つの憲法が持つ人権規定の特徴を考察する。第2章では、デモンストレーション法を取

---

5) 廣瀬和子は、「社会変動の激しい時代には、法現象と社会現象から完全に切り離してとらえては、その正確な実相に迫ることはできない」ため、「法解釈学を前提としながらも、法解釈学と社会現象との対話を可能にさせる新たな学問」として、法社会学が要請されると指摘する [廣瀬 1998] 64-65頁。

り上げ、その背景、法律の内容、特徴および運用について言及する。第3章では、平和的集会法に関して、その背景と起草過程、法律の内容と特徴について分析する。その上で、第4章では、両者の比較を通じて、集会の自由と平和的示威行為に関する法律の推移について探求する。最後に、移行期の20年間における集会の自由と平和的示威行為に関する法律に見られるカンボジア政府の人権観についてのべる。

## 第1章 カンボジア人民革命党が起草した憲法の人権概念

### 1. 社会主義憲法の人権概念

一般的に、旧ソ連に代表的される社会主義国の法規範は、社会主義的合法性を最大の特徴とする。それは、「『すべての国家機関、社会組織、公務員、ならびに市民による……法律の厳格な遵守、および執行』を要請する原理、またはそのような原理が実現された『状態』ないし『体制』を意味」する。旧ソ連憲法（1977年制定）は、「国家とそのすべての機関は、社会主義的合法性にもとづいて機能し、法秩序の保護、社会の利益、ならびに市民の権利と自由とを保障する」と規定し、社会主義的合法性を憲法の原理とした。その特徴は、①「法律の厳格な遵守」よりは、政治的合目的性に基づき、一定の条件の下で法違反を許容する原理、②市民的権利の擁護よりは、客観的な秩序や規律の維持を目的とした原理である<sup>6)</sup>。そのため、党は法に拘束されず、法の上に立つ地位を占め、政治的合目的性（秩序や規律の維持など）に基づき、時には法に違反してもその意思を貫徹する<sup>7)</sup>。

そのため、社会主義国の憲法に規定される人権概念は、次のような特徴を持つと言われる。第1に、自然法的人権の否定。ここから、個人の権利は、国家に対抗する権利ではなく、国家によって保障される権利という人権観が導かれる。第2に、市民の基本的権利のカatalog。社会的・経済的権利が中核であり、市民的・政治的権利は二次的な扱いとする。第3に、権利と義務の不可分性。

6) [小田 1986] 1頁。

7) [小田 1986] 3-5頁。

社会主義国家の目的に資するという義務を果たす範囲内で、権利を保障するという規定をとる。この根底には、権利の行使と義務の履行がともに、個人と社会いずれの利益にもなるという考え方がある<sup>8)</sup>。

例えば、ベトナム社会主義共和国憲法（1980年）では、第5章「公民の基本的な権利と義務」（第53条—第81条）に、社会主義憲法が規定する人権の特徴が明確に見て取れる<sup>9)</sup>。第5章の中核的な総論規定である第54条は、「公民の権利と義務は、勤労人民の集団主人制度を體現し、社会生活の諸要求と個人の真の自由とを調和的に結合し、一人は万人のために万人は一人のために、の原則にしたがって、国家、集団、個人の間利益の一致を確保する。公民の権利は、公民の義務と不可分である」と規定する。これはまさに、先の第3番目の特徴を定式化している。権利と義務を不可分とする規定は、労働（第58条）と学習（第60条）の権利にも見られる。さらに「社会主義祖国の防衛」については、公民の神聖な義務であり、高貴な権利である」（第77条）と、権利よりも義務を優先している。

次に、権利の制限事由を明記する規定が、表現の自由と宗教の自由に関する権利に見られる。「公民は、社会主義と人民の利益に一致して、言論、出版、集会、結社、示威の自由の権利をもつ。……何人も、国家と人民の利益を侵犯するために民主的な自由権を利用することはできない」（第67条）。「公民は、信仰の自由の権利をもつ。宗教を信じ、または、信じない自由をもつ。何人も、国家の法律および政策を侵犯するために宗教を利用してはならない」（第68条）。この中核的な自由権に関する2つの規定から、国家（の利益）に対抗する権利を制限、否定したい人権観が看取できる。また、「公民は、憲法、法律、労働紀律を遵守し政治的安寧と社会的秩序・安全をまもり、国家機密を維持し、社会主義的生活規則を尊重する義務をおう」（第78条）という規定は、この点を裏打

8) [桑原 2010] 234-235頁。[森下 1999a] 第1章も参照。

9) ベトナム社会主義共和国憲法（1980年）の日本語訳については、[鮎京・高世 1981] を参照。この憲法の起草過程、特徴については、[鮎京 1993] 第二章第5節を参照。

ちしている。さらに、「国家は、公民の諸権利を保障、公民は、国家と社会にたいする自らの義務を完全にはたさなければならない」(第54条)という規定、法律による権利の保障を明記する「生命、財産、名誉、尊厳」(第70条)と「居住の自由」(第71条)にも、国家によって保障される権利という人権観が表明されている。

最後に、市民的・政治的権利よりも社会的・経済的権利を重視している点も、明確に条文の規定の仕方から見て取れる。第2章「経済政策」(第15条から第36条)と第3章「文化、教育、科学、技術」(第37条から第49条)において、経済的・社会的・文化的権利を国家の政策や措置として実現することを、詳細に規定している。第5章でも、条文数は市民的・政治的権利(第55条・第56条、第67条から第71条、第73条)よりも経済的・社会的・文化的権利(第58条から第66条、第72条、第74条)の方が多く、その内容も詳しく明記している。

## 2. クメール人民共和国憲法の人権概念

1981年6月27日に採択されたクメール人民共和国憲法(以下、1981年憲法と略)は、先述したベトナム憲法の影響を受けて起草された、新たな社会主義国家建設のための青写真を示すものであった<sup>10)</sup>。そのため、第3章「市民の権利及び義務」(第30条から第44条)に規定される人権の概念は、社会主義憲法の人権観の特徴を体現している。

第3章の最初の条文には、「権利の行使は、市民の義務の履行と不可分とする」(第30条)と規定し、権利と義務の不可分を明記している。また、市民の義務として「職掌選択の指導」(第33条)、「社会における生活の原理」の尊重、「国家の政治路線」の実行、「公共財産」の防衛(第39条)、憲法と法律の遵守、国事および人民の生活への奉仕(第40条)、「国家の建設及び防衛は、市民の最高の義務であり、名誉である」(第41条)と規定する。

「国家は……保障する」という規定の仕方が労働者の権利(第34条)だけでなく、身体的自由(第35条)、住居の不可侵と信書の秘密(第36条)といった自

10) 1981年憲法の起草過程と特徴については、[四本 1999] 22-30頁を参照。また、1981年憲法については、[四本 1999] に所収の日本語訳を参照。

由権についてもなされている。また、「法律は、市民の名誉、尊厳及び生命を保護する」(第35条)、「市民の移動及び居住の自由は、法律で定める」(第36条)など、法律による権利の保護という規定もある。さらに、「市民は……権利または自由を有する」という条文もあるが、その場合には、法律の留保や権利の制約事由を挿入している。例えば、前者の事例として、「選挙権を制限する規定は、選挙法で定める」(第31条)、「この(結社の)権利は、法律で擁護する」(第38条)がある。後者の事例には、言論・表現・出版・集会の自由に関して、「何人も、他人の名誉、公共の秩序及び国家の安全を侵害する目的でこれらの権利を濫用してはならない」(第37条)がある。これらの人権規定からは、国家に対抗するよりは国家が付与・保障する権利という人権観が看取できる。

第3章には、主として市民的・政治的権利が規定されている(第30条から第39、第33条と第34条は労働に関する権利である)。他方で、第2章「経済体制及び政治的、文化的及び社会的路線」(第11条から第29条)において、社会的・経済的・文化的権利を国家が実施・確保・奨励・配慮する、または法律で定めるという形式で、詳細に規定している。この点から、自由権よりも社会権を重視していることが見て取れる。

### 3. カンボジア国憲法

1989年4月、ヘン・サムリン政権は国会で1981年憲法を改正し、カンボジア国憲法(以下、1989年憲法と略)を採択した。この憲法改正には、ベトナム軍のカンボジアからの完全撤退を直前に控え、国際的な孤立から抜け出す機会が訪れたこと、ソ連や東欧諸国からの援助の減少にともなう西側諸国との関係改善が要請されたことなど、国内外の環境の変化に適応する必要性に迫られたことが背景にある。そのため、国名を「カンボジア国」に変更、社会主義に向けての前進の削除、外交政策の重点もソ連・東欧諸国からアセアン諸国へシフト、計画経済だけでなく私有経済も公認した<sup>11)</sup>。

11) 1989年憲法の起草背景と特徴については、[四本 1999] 30-32頁を参照。また、1989年憲法については、[四本 1999] に所収の日本語訳を参照。

人権については、第3章「市民の権利及び義務」(第30条から第44条)に規定してあり、その構成は1981年憲法の引き写しである。ただし、1981年憲法にはなかった死刑の廃止(第35条)、職業選択の自由(第33条)が新たに規定された。また、1981年憲法に見られた権利と義務の不可分を削除した(第30条)。しかし、市民の義務については、1981年憲法とほぼ同じ内容である。1981年憲法にあった「職掌選択の指導」は削除され、「社会における生活の原理」の尊重、「国家の政治路線」の実行は、1989年憲法では「社会の秩序及び体制」の遵守(第39条)に、国事および人民の生活への奉仕は「国家の政策」の遂行(第40条)にそれぞれ置き換えられた。

また、1989年憲法は、「国家は……保障する」という規定の仕方(1989年憲法第35条「裁判において自己を防御する権利」が新たに挿入された)、法律による権利の保護という規定(1989年憲法第36条「移動・居住の自由」は、「尊重する」となっている)も、1981年憲法と条文内容までほぼ同じである。さらに、法律の留保と権利の制約事由の挿入に関しても同様である。ただし、前者は「これらの権利及び自由の行使は、法律で定める」(第30条)、後者は権利の制限事由に「社会の公序良俗」(第37条)が付け足された。

1989年憲法は、第3章で主に市民的・政治的権利を規定している(第30条から第39条、第33条と第34条は労働に関する権利である)。他方で、第2章「経済制度及び文化的及び社会政策」(第11条から第29条)において、社会的・経済的・文化的権利を詳細に規定している。この点も、1981年憲法を継承している。

その意味で、1989年憲法は権利と義務の不可分という特徴は削除したものの、国家に対抗する権利ではなく国家により保障する権利という人権観、自由権よりも社会権を重視するという社会主義憲法の人権観の特徴を継続させている。

## 第2章 デモンストレーション法

### 1. 制定の背景<sup>12)</sup>

12) この部分の記述については、[Gottesman 2004] 345-347, [Hughes 1996] 14-17, [Jones and Pokempner 1993] 55-56 を参照。



1991年10月23日に調印されたパリ和平協定にしたがって最高国民評議会を招集するため、11月27日にキュー・サンファン（最高国民評議会の民主キャンプチア代表）がプノンペンに到着した。そのさい、カンボジア国政府によって組織された（自作自演）といわれる大規模なデモ抗議が発生した。約1万人に膨れ上がったデモ隊の一部（数百人）が、プノンペン市内にある民主キャンプチアの宿舎を襲撃した。フン・セン首相はデモ隊に対して解散と暴力の停止を求めたが、効果はなかった。キュー・サンファンとソン・センという2人の民主キャンプチアの指導者が負傷するまで、治安部隊が出動することはなかった。陸軍によって救出された民主キャンプチアの幹部は空港まで送られ、そのままバンコクへ逃走した<sup>13)</sup>。

このデモから約3週間後、12月17日から21日にかけて、プノンペンでカンボジア国と政府高官の権力濫用に対する抗議として、複数のデモが起きた。経済の自由化へと舵が切られ、UNTACの到着を目前に控えて、政府高官や公務員による国有財産の私的売却という汚職の急速な蔓延と公務員に対する給与の遅滞が、デモの大きな原因であった。そのため、この反汚職デモを主導したのは国営企業の労働者とスタッフであり、その後に大学生と一般市民が加わった。

当初、デモは平和的に行われたこともあり、政府は「平和的デモンストレーションは許される」という指示を出していた。例えば、12月17日、フン・セン首相は「デモを禁止する権利はない」、「デモを抑圧するために暴力や武器を使用することはない」と宣言した。しかし、12月20日までには暴力事件が頻繁に起こり、交通・運輸・郵政相が私邸として使用していた官舎が焼打ちにされた。この頃から、カンボジア国政府のデモに対する政策に変化が生じる。12月19日の大臣会議で、フン・セン首相は「私たちの国におけるデモは政党によって扇動されていることは明らかである」、「カンボジア国に対する一般的な批判にエスカレートしない限り、汚職に対するデモは正当である」とのべた。12月21日の早朝、フン・セン首相は「人びとは自分たちの意見を表明、抗議または要求

13) 現場でこのデモの様子を経験した報告として、[今川 2000] 141-143頁を参照。

する権利を持つ」一方で、最近の不安定な状態は「実質的に人権と民主主義にしがっていない」、「人びとのあいだに社会不安、恐怖と混乱を生み出している」とのべた。さらに、将来におけるデモ活動の許可制の必要性、暴力の絶対禁止とともに、政府が「法と秩序を維持するために適切な措置をとる」ことを主張した。

反汚職デモは、警察と軍隊によって最終的には鎮静化された。この間、デモ参加者のなかで少なくとも8人が殺害、16人が負傷、24人が逮捕された。大学生だけによるデモでは、少なくとも1人が死亡、多数の逮捕者が出た。政府は夜間外出禁止令を出し、大学の一時閉鎖も宣言した。

12月27日、緊急に開催された国会で、フン・セン首相が事前に告知していたように、デモンストレーション法が可決された。この法律を巡り、政府内部で穏健派と強硬派とのあいだで対立があった。強硬派からは、デモンストレーション法があまりに穏当すぎるという批判があった。その背景には、反汚職デモを組織した中心が公務員であり、公務員による抗議は政府と人民党の基盤であるパトロネージ構造に亀裂が入ったことを意味し、それだけに体制側に危機感があった。

パリ和平協定による内戦の終結と目前に控えた UNTAC によるカンボジアの国内政治への介入という大きな時代の転換点にあって、カンボジア国政府の権力に一時的に揺らぎが見え始めた間隙を突くように、デモが湧き起こった。急速に拡大し、先鋭化したデモに対して、社会の秩序と体制の安全に危機意識を募らせた政府がとった応急措置が、デモンストレーション法であったと見なすことができる。

## 2. 法律の内容

デモンストレーション法は、全部で11カ条からなる簡潔な法律である。第1条で、「デモンストレーションのために行われる集団および群衆の集会と集合は、容認できる」としたが、「公共の場所または公道における集団の集会または群衆が、公共の平穩、秩序もしくは安全を害するおそれのあるデモ行進は、

禁止する」と規定した<sup>14)</sup>。

「公道で行われるデモ行進」の開催については、①「暴力」の不使用、「武器またはその他の危険物」の不携帯、②「公共の平穩、秩序および安全」を危険にしない、③「デモ行進が行われる少なくとも3日前」に、「3人のデモ組織者の氏名、住所、署名、目的、場所、日付、行進経路、およびデモンストレーションの参加人数」を「各コミューンおよび区における行政当局」に文書で通知することを条件としている（第2条）。

しかし、デモの通知を受理した行政当局が、「デモンストレーションが騒乱をもたらす性格を持つと信じる場合」、デモンストレーションを禁止する措置をとることが可能であり、「48時間以内にそのための決定を行い、および、この決定をデモンストレーションの組織者に伝える」ことになっている（第3条）。

「当局の決定に関して合意がなされない場合、デモンストレーションの組織者は、上級の行政当局に抗議してもよい」ことになっており、「これら上級の行政当局は、デモ行為者の不平に関して承認または却下の決定を行い、および、24時間以内に、請願の当事者に決定を伝える」（第3条）。

デモンストレーションが無許可の場合（「事前に地方当局へ通知することなくおよび地方当局からの許可を得ることなく行われた場合」）、「当該地方当局は、その現場においてデモンストレーションを中止する措置をとることができる」としている（第4条）。また、デモ行為者が「危険物または武器」で武装化している、またはそれらの引き渡しを拒否する場合、警察を動員して「危険物または武器」を取り除くこと、それらを所持する者を一時的に拘束することができる（第5条）。さらに、「平和的なデモンストレーションが暴力的なデモンストレーションまたは暴動に移行する場合」に、「当該当局は、暴力的なデモンストレーションまたは暴動を中止するために、最も適切な措置をとる」こと

---

14) デモンストレーション法（英語）については、アジア人権委員会（Asian Human Rights Commission）の次のウェブサイトを参照。<http://test.ahrchk.net/countries/cambodia/cambodian-laws/demonstrations> 日本語訳の一部は、[四本1999] 111-112頁も参照。

ができる（第6条）。

処罰規定としては、次のような条文がある。私有および公共財産に対する損害、人および公務員に死傷を負わせるような「暴力に訴えるあらゆるデモンストレーション」（第7条）、「変装したデモ行為者およびデモ行為者に暴力の行使を扇動する人びと」（第7条）、「デモンストレーションの場で勤務中の公務員」による物的損害および人的損傷（第8条）、「夜盗、略奪、強盗または他の犯罪に関与するためにデモンストレーションを利用するあらゆる人」（第9条）は、それぞれ既存の法律によって処罰される。

損害賠償に関する規定は、次のようになっている（第10条）。デモンストレーションにともなう損害の賠償は、それが起きた場所の州または市の責任である。犠牲者自身の過失や不注意による侵害は、州または市による損害賠償が減額または取消される。州または市の当局がデモンストレーションによる損害を与えた犯行者を発見した場合には、当該当局はその犯行者に対して犠牲者の損害賠償の返済について告訴することができる。

### 3. 特 徴

1989年憲法は、第37条において「市民は、言論の自由及び出版の自由並びに集会の自由を有する」と規定する。デモンストレーション法は、第37条にある「集会の自由」を規制する法律であると考えられる。しかし、デモンストレーション法は第1条において、「デモンストレーションのために行われる集団および群衆の集会と集合は、容認できる」としたが、デモンストレーションと集会の自由そのものを個人の権利として保障する規定にはなっていない。この点が第1の特徴である。

第2に、届出制と許可制のどちらを採用しているかが不明確な点である。デモの主催者は少なくともデモを開催する3日前に、地方当局へ文書で通知する必要があった（第2条）。しかし、受理した通知に問題がある場合には、デモを禁止することが地方当局に認められていた（第3条）。法律には届出や許可という言葉は使用されていないが、第2条と第3条の表現形式から、事実上は届出

制に装った許可制を採用していると思われる。

第3に、第2の点と裏表の関係で、不届出と無許可のデモを中止する措置をとることができる規定(第4条)を明記していることである。この条文から、公共の場所や公道で自然発生的に生じたデモは禁止される可能性が高い。

第4に、第2の点とも関連するが、明確性の原則に反する曖昧な表現が多く見られる点である。特に、デモの許可や禁止に関する規定にそれが表れている。例えば、「公共の平穩、秩序、安全」<sup>15)</sup>(第1条・第2条)、「当該当局が特定のデモンストレーションが騒乱をもたらす性格を持つと信じる場合」<sup>16)</sup>(第3条)、「最も適切な措置」(第6条)などは、その典型である。こうした曖昧な表現は、当局によって恣意的に拡大解釈される懸念がある。

第5に、基本的にデモは暴力化するまたはデモ参加者は暴徒化するという思考方法が底流に存在する。この点は、「暴力を使うことはできない、および、武器またはその他の危険物を携帯することはできない」(第2条)、「特定のデモンストレーションが騒乱をもたらす性格を持つ」(第3条)、「デモ行為者が危険物または武器で武装化する場合」(第5条)、「平和的なデモンストレーションが暴力的なデモンストレーションまたは暴動に移行する」(第6条)などの表現に見て取ることができる。

最後に、デモの通知に対する許可の時間枠が短いという点である。デモの事前通知は3日前までに行わなければならない、通知を受理した地方当局の決定は48時間以内、さらに、その決定に対してなされた不服申立に対する最終判断は24時間内となっている(第3条)。この狭い許可の時間制限は、人びとが集会の自由に対する権利を行使することを妨げる要因である。

---

15) 1989年憲法第37条は、言論、出版、集会の自由に対して、「何人も、他人の名誉、社会の公序良俗、公共の秩序及び国家の安全を侵害する目的でこれらの権利を濫用してはならない」と規定している。その点で、デモンストレーション法における「公共の平穩、秩序、安全」は憲法の枠内にあると見なせる。

16) 四本健二は、この制約理由がデモンストレーション法の「最大の問題」だと指摘する [四本 1999] 112頁。

#### 4. 運用の実態

デモンストレーション法が制定されて約2年後に、1993年憲法が公布された。先述したように、1993年憲法では、第37条において「法律の枠内」という限定はあるが平和的示威行為の権利を保障した。これは、カンボジアで起草された憲法では初めてのことであった。第41条では「他人の権利、社会の秩序、法律、公共の秩序及び国家の安全を侵害する目的」を除いて、集会の自由を保障した。1993年憲法が公布されて以降、デモンストレーションと集会の自由に対して、カンボジア政府はどのような対応をしてきたのだろうか？

結論を先取りすると、デモンストレーションと集会の自由という権利の保障よりは、そうした権利の侵害を正当化するものとして、デモンストレーション法は恣意的に利用されてきた。例えば、「公共の秩序または安全」を根拠とするデモの事前通知に対する許可の拒否、平和的なデモンストレーションに対する過度な暴力による鎮圧、刑罰規定を利用したデモンストレーションの代表者に対する逮捕・拘禁などが頻繁に行われた<sup>17)</sup>。特に、2003年1月末に発生した反タイ暴動をきっかけに、政府はデモンストレーションを事実上禁止した。2005年4月に、当時の内務相はデモンストレーションが常に国の安全、公共の秩序と安全に対する脅威であることを証明し、犯罪行為と財産への被害をもたらしてきたとのべた<sup>18)</sup>。

こうした状況下で、2004年9月15日、13人の野党議員がデモンストレーション法の違憲審査（憲法第37条に対する違反）を求める手紙を憲法院に提出した<sup>19)</sup>。同年10月4日、憲法院は合憲判決を出した。その理由として、①原告はデモンストレーション法のある規定が憲法第37条に違反すると主張したが、具体的に法律のどの規定が違憲であるのか特定しなかった、②憲法第158条「カンボジアの国有財産、権利、自由及び合法的私有財産を保護し、国益に一

17) [LICADO 2006] 2-3.

18) [Article 19 2006] 82, 87-88. 反タイ暴動については、[天川 2003] 237頁を参照。

19) 1993年憲法第141条によると、国民議会議員総数の10分の1以上の議員で、憲法院に対して法律の合憲性についての審査を要求することができる。

致する法律その他の法令は、憲法の精神に反しない限り、新しい規定により改正され、又は廃止されるまで効力を有する」という規定を根拠として、デモンストレーション法は「憲法の精神に反しない」点を指摘した<sup>20)</sup>。しかし、「憲法の精神」とは何であるのかは憲法そのものにも明記されていないし、憲法院も言及していない。

国連カンボジア人権状況事務総長特別代表であったループレヒトは、カンボジアにおける人権状況に関する報告書において、デモンストレーション法のある条文が集会の自由に対する権利と矛盾する点で、その合憲性に懸念を表明した。同時に、デモンストレーション法が憲法と自由権規約に一致するように改正されるまで、① その法律を憲法で保護された権利と一致させること、② 法律によって要求されているような明確かつ明示的に妥当な理由を提供すること、③ そうした理由が事実に基づくことを要請した<sup>21)</sup>。

違憲の疑いを持たれつつも、デモンストレーション法は2010年4月に新しい法律（平和的集会法）が発効するまで、デモンストレーションと集会の自由を侵害する強固な法律として実効力を持ち続けた。

### 第3章 平和的集会法

#### 1. 背景と起草過程

カンボジア政府が、デモンストレーション法に代わる新しい法律を制定することに着手し始めた背景には、先述した3つの要因があったと考えられる。第1は、2003年1月末に起きた反タイ暴動とそれに続くデモの禁止命令。第2は、2004年9月の野党議員によるデモンストレーション法の違憲審査に関する憲法院への提訴。第3は、デモンストレーション法の恣意的な利用に対する国内外からの批判である。

20) 憲法院の判決 (N° 062/004/2004 CC. D, October 04, 2004) については、憲法院の次のウェブサイト参照。http://www.ccc.gov.kh/english/dec/2004/dec\_004.html

21) [U.N 2004] para. 37, 39. ループレヒトの次に国連カンボジア人権状況事務総長特別代表に就任したヤシュ・ガイも、デモンストレーション法を1993年憲法と合致するように改正することを求めた [U.N 2006] para. 63。

2003年7月、1993年の UNTAC 統治下の総選挙から数えて3回目の国民議会議員選挙が行われた。人民党が勝利をした（123議席中73議席を獲得）が、「王国政府に対する信任投票を議員総数の3分の2の多数決」<sup>22)</sup>（1993年憲法第90条第8項）に届かなかったため、他党との連立を余儀なくされた。しかし、連立をめぐる人民党と野党の協議は、殺人事件や訴訟が起きるなど泥沼化した。シハヌーク国王による度重なる調停も失敗に終わった。総選挙から約1年後の2004年7月、連立の新政府が発足した<sup>23)</sup>。

この新たに成立した王国政府の下で、平和的集会法の起草が開始される。内務省は、緊急の優先事項として平和的集会に対する権利を擁護する法律の制定を決定した。そのため、内務省は、アメリカ弁護士会のルール・オブ・ロー・イニシアティブ（ABA ROL I）の技術的な支援と協力を得た。ABA ROL I の要請により、ハーバード大学の人権クリニックが起草案の基礎として役立つ事例に関する比較法的調査を行った。内務省の承認を得て、ABA ROL I の代表はカンボジアの人権団体や労働組合と提案された法律の草案について議論し、内務省と市民社会のあいだの会議を促進した。2006年2月、内務相は法案に関する第1回目の国内ワークショップを主宰し、そこにはアメリカ大使、その他の上級外交官が出席した。数ヵ月後、ワークショップからのコメントをまとめた上で、内務省は将来の再起草案のための準備として改正案を配布した<sup>24)</sup>。

2007年10月5日、大臣会議が平和的集会法の第1次法案を国民議会に提出する。市民社会、国連人権高等弁務官カンボジア事務所、野党議員からのさまざま

---

22) 第5次憲法改正（2006年3月）により、第90条第8項は改正され、国民議会による王国政府の信任投票に必要な数が、議員総数の「3分の2」から「過半数」となった。

23) 2003年7月の総選挙から2004年7月に新政府が成立するまでの経緯については、[天川 2003] 235-240頁、[天川 2004] 251-255頁を参照。

24) アメリカ弁護士会のニュース（Cambodia Enacts Peaceful Assembly Law through Consultative Process, March 2010）を参照。次のウェブサイトで閲覧できる。  
[http://www.americanbar.org/advocacy/rule\\_of\\_law/where\\_we\\_work/asia/cambodia/news/news\\_cambodia\\_peaceful\\_assembly\\_law\\_enacted\\_0310.html](http://www.americanbar.org/advocacy/rule_of_law/where_we_work/asia/cambodia/news/news_cambodia_peaceful_assembly_law_enacted_0310.html)



まな批判を受け、2008年2月、国民議会は第1次法案を大臣会議へ差し戻した。

2008年7月の第4回総選挙で、人民党は123議席の3分の2を上回る90議席を獲得した。総選挙で圧勝したことにより、人民党はすべての各省大臣職を独占した<sup>25)</sup>。さらに、国民議会議長と9つの議会内常任委員会の委員長もすべて人民党議員が独占した<sup>26)</sup>。

こうして、政府と議会を運営する上で野党に配慮することなく、人民党は事実上の一党支配を目指す政策を実施することができるようになった。そのため、カンボジア市民のあらゆる生活の側面を規制する立法課題を実行し始めた。その課題の中心となったのが、人民党の政策に反対するまたは政府を批判する言論活動の規制であった。特に野党議員、ジャーナリスト、弁護士、人権活動家、労働組合など市民社会の主要な構成員が、その対象となった<sup>27)</sup>。この目的に関連して起草された法律または起草中の法案として、労働組合法案、NGO法案、新刑法（2009年9月制定、2010年10月施行）、反汚職法（2010年3月採択、2011年11月施行）とともに、平和的集会法が含まれていた<sup>28)</sup>。

2009年3月30日、大臣会議は平和的集会法の第2次法案を国民議会に提出する。再び、市民社会、野党議員から批判的な意見が出された。同年10月14日、国民議会で第2次法案に関する議論が再開され、特に10月19日から3日間に集中審議された。10月21日、国民議会で出席議員101人の内71人の賛成により平和的集会法が可決された<sup>29)</sup>。11月17日に上院で採択、12月5日に公布され、2010年4月に発効した。

25) 2008年総選挙以後の政治事情については、[天川 2009] 215-218頁を参照。

26) [CCHR 2011] 5.

27) これらの点については、[CCHR 2010], [CCHR 2011] を参照。

28) [Cuq, Fitzgibbon, Tinga 2010] Chapter II. NGO法案については、[四本 2013] 第三章を参照。なお、2015年7月にNGO法は国民議会で可決された。

29) フランス通信社 (AFP) のニュース (Cambodia's parliament passes controversial demonstration law, 21 October 2009), <http://www.mysinchew.com/node/30411> を参照。

## 2. 利害関係者の反応<sup>30)</sup>

### (1) 国連の反応

2007年10月5日に大臣会議で採択された第1次法案に対して、国連人権高等弁務官カンボジア事務所は詳細なコメント (Office of United Nations High Commissioner for Human Rights—Cambodia Office Comments on draft Law on Peaceful Assembly) を少なくとも2回は公表した。ここでは修正版 (2008年1月) から、1993年憲法と国際人権基準から見た平和的集会法案の内容と実施に対する懸念と課題について確認する。

コメントは「一般的概要」と「2007年10月の草案に関するコメント」からなる。前者では、① この法律の目的は1993年憲法第37条と第41条そして自由権規約第21条と子どもの権利条約第15条の下で要請される法的枠組みを提供すること、② この法律は先ず平和的集会の自由を保障すべきであり、その制限は必要最小限であること、③ 草案は1993年憲法とカンボジアが締約国となっている国際人権条約と一致すること、④ 草案が届出制を採用していることは歓迎されるが、平和的集会の禁止は例外状況においてのみ許される、⑤ 届出制と許可制の相違、⑥ 小さな集会は草案の対象から完全に免除するよう検討すること、⑦ いかなる平和的なデモや公的集会も犯罪とすべきではない、という7点を指摘する。

後者では、最初に草案の「一般条項」(第1条から第4条)について、その目的や定義をより明確で正確なものとするためには、次の要素にしたがって草案が採択されるべきであるとのべる。すなわち、① 憲法と国際基準にしたがった平和的集会の権利、② 法律の目的は平和的集会の権利の行使を促進するための法的枠組みを提供すること、③ この法律の目的にとって集会の構成要件を定義すること。続いて、多数の条文について肯定的・否定的なコメントを記している。ここでは、重複しない懸念されるコメントだけを紹介する (表を参照)。

このコメントから確認しておきたい重要な点は、第1次法案が作成される前の草案段階では、第2条に平和的集会の権利を含めていなかったことである。

---

30) 第2次法案に対する市民社会の対案については [CCHR 2009], [FIDH 2009] を参照。国連と類似しているため、ここでは省略する。

表 第1次法案に対するコメント

条文	コメント
第2条	平和的集会の権利を含めたことは重要であるが、国際人権基準と憲法に一致しない点（特に権利の一般的制限事由）を修正すること。
第3条	漠然とした表現（「選挙キャンペーン期間」、「社会利益に対する意識の向上を促進する活動」）を明確化すべきである。
第4条	平和的集会の定義を定めるこの条文は、法の適用範囲を明確にする規定を省略している第3条と統合されるべきである。単なる「集団」ではなく最小限の参加人数を特定すべきである。
第6条	「参加人数」の前に「予定される」という言葉を挿入すべきである。「申請者」という言葉は届出制と適合しないので、修正する必要がある。
第9条	第11条と同じ表現の繰り返しが見られる。自由権規約第21条にしたがって、条文の末尾に「民主的社会において」という表現を挿入すべきである。
第10条	提出された集会開催の通知文書を拒否する場合、第9条で定める基準にしたがって地方当局は拒否する理由を文書で当事者に知らせることを明記すべきである。
第11条	この条文は例外的な場合にのみ適用されるべきである。「当該当局は民主的社会において国の安全、公共の安全および公の秩序を維持するために厳格に必要な条件においてのみ科すことができる」という一文を文末に加えるべきである。
第12条 第13条	平和的集会の公の秩序にとって脅威であるかどうかを最終的に決定する内務相の通知文書の時間枠が定められていることは重要であるが、この手続は例外的な事例においてのみ利用されるべきである。そうした最終決定が内務相の権限であることは適切ではなく、裁判所に内務相の決定を審査する権限を認める条文が追加されるべきである。
第14条	第6条で要請される通知文書の内容とは異なる要件——勤務日は12時間または休日は36時間前までに、平和的集会の指導者の身分証明カードの複写を添付した——をもつ通知に対して、当局がどのような対応をするのか否か、そして拒否することができるのか否かについて規定していない。私有地で開催する集会も対象とする規定は、憲法第40条と自由権規約第17条で保障されているプライバシーの権利を侵害しているので、削除すべきである。さらに、限られた人数による集会も条文から削除されるべきである。
第20条	届出制と抵触する許可制を容認していると思われる表現を改めること。さらに、暴力的になった平和的集会に対して、当局は集会を解散する前に、まずは騒動を起こした者を引き離すべきである。
第21条	第20条第2項と第3項は平和的集会の指導者に義務を課す代わりに、当該当局によってとられるべき措置を定めているので、デモの組織者はこれらの条文を侵害することができない。そのため、第21条に挿入されているこれらの条項は無意味である。
第26条	平和的集会やデモ行進の最中になされた財産の損害に対する賠償は、それらの組織者が当然のこととして負うべき責任であると解釈される規定がある。最終的には、財産に損害を与えた個人が主として賠償の責任を持つべきである。

出典：筆者による作成。

これらのコメントから最終的に成立した法律で採用されたのは、第26条に対する提案だけである。

## (2) 市民社会と国会議員の反応

平和的集会法が起草されるプロセスにおいて、市民社会と与野党の国会議員からは、次のような意見が出された。2006年2月に開催されたワークショップに提出された第1次草案に対して、市民社会からさまざまな批判が起きた。例えば、許可なしに開催できる「自由公園」での集会やデモの時間（4時間以内）と参加人数（30人以内）、同時に複数のデモを行うことができるのは「自由公園」だけに限定、デモが暴徒化した場合にその指導者は永久にその立場から排除され罰金（245ドルから1225ドルまで）を科される、デモや集会の届出の日数（開催予定日の10日前）と報告内容（旗、横断幕、歌、録画機材を含む）、などの規定は表現や集会の自由を制限する<sup>31)</sup>。

2006年5月、これらの批判を受けて内務省が作成した——将来の修正を見込んだ——第2次草案が公表された。そのさい、フン・セン首相は草案が定める200人以内の参加者だけによる集会が可能である自由公園をすべての州に設置することが、政党の多元性にとって良き環境を形成するという意味でカンボジアの民主主義を強化すると主張し、同時に大規模な抗議行動によって国の指導者が辞任させられ、議会が解散させられるようなことがあってはならないと念を押した。それに対して、野党の党首は自由公園がカンボジアの民主化過程を改善するどころか、表現の自由を制限するものであるとのべた。ある労働組合の指導者やNGOの代表は自由公園の設置は表現の自由が失われ、人びとの声が政治家に届かなくなる可能性があるとして反対した<sup>32)</sup>。

---

31) Gilson, Douglas and Kuch Naren, New Draft Law on Public Assembly Unveiled, *The Cambodia Daily* (February 15, 2006), Gilson, Douglas and Kuch Naren, Proposed Law Would Restrict Demonstration, *The Cambodia Daily* (March 30, 2006), Kvasager, Whitney, Gov't Official Attacks Critics of 'Freedom Parks', *The Cambodia Daily* (April 4, 2006).

32) Yun Samean, PM Calls for 'Freedom Parks' in All Provinces, *The Cambodia Daily* (May 5, 2006).

第1法案が国民議会で審議されたさいに、最も問題とされたのは第26条であった。議会内の内務委員会議長（野党議員）は、デモの暴力化により私有・公有財産が破壊されるような場合、その損害の賠償をデモの組織者に負わせている第26条がデモの自由に対する脅威となり、デモの組織者にとって不公平であるため、修正をする必要があると主張した。この提案は内務相によっても同意され、2008年2月に法案は大臣会議へ回送された<sup>33)</sup>。

第2次法案が国民議会で最初に審議されている最中の2009年5月、教員労働組合の代表は自由公園や当局によって認可された場所における集会の参加者が200人以内であることを定める第14条第1項と第2項、各州で集会を開催できる唯一の場所（自由公園）の設置を定める第28条を削除するよう国民議会に要請した。しかし、ある人民党議員はデモに参加する人数が重要なのではなく、考慮すべきはそれが伝えるメッセージであり、第14条と第28条は表現の自由を制限することを意味しないとのべた。他の人民党議員はカンボジアにおける過去のデモが暴徒化した事例もあり、社会の安全と私有・公有財産を保護するためにデモが可能な場所を設置することは必要であると語った。また、メディア研究所の所長は法案が世界人権宣言第19条と第20条に抵触すると主張した<sup>34)</sup>。審議の後半において、野党議員は法案が表現の自由を侵すことになる、ある人権NGOの会長は法案が憲法に違反しデモに対する政治的抑圧と統制を強化することになりかねない、労働組合連合の代表は一党独裁制へと近づくことになる、などとのべた。それに対して、大臣会議のスポークスパーソンはデモや集会が「国の治安、安全そして公共の秩序に悪影響を与えない限り、政府は表現の自由を制限することはない」と語った<sup>35)</sup>。同年6月28日、内務省のスポークスパーソンは平和的集会に関する「法案に書かれているいかなる手続も国際的

---

33) Yun Samean, Demonstration Bill Sent Back to Ministers, *The Cambodia Daily* (February 8, 2006).

34) Khouth Sophak Chakrya, Union umbrella group calls for change to draft demonstration law, *The Phnom Penh Post* (8 May 2009).

35) Vong Sokheng, Critics decry demonstration law, *The Phnom Penh Post* (18 June 2009).

手続にしたがって採用され、民主主義を実施する先進諸国における法律と同じようなものになるであろう」と語り、市民社会からの提案を無視した<sup>36)</sup>。2009年度前半の国民議会の会期で第2次法案は審議未了となり、後半の会期に持ち越しとなった<sup>37)</sup>。

2009年10月14日、国民議会で第2次法案の審議が再開した。サムランシー党の議員は「定義が不明確である限り、この法律とその執行を支持しない」と議会で発言した。さらに、野党は前半の会期に引き続きデモや集会の参加人数を200人以内に制限する第14条を拒否あるいは修正することに焦点を合わせた。これは、さまざまな市民社会集団も同じであった。また、人権党は法案の第2条、第7条、第9条から第14条そして第20条を修正する要望書を提出した。他方で、ある人民党議員は法案が国内と国際いずれの法基準をも遵守していると発言した<sup>38)</sup>。

10月19日、国民議会で第2次法案（30カ条）の第14条までが可決された。そのさい、野党からはこの法律が平和的集会における表現の自由を抑圧するために利用される危険性があることに関して懸念が表明された。サムランシー党の党首は第2条で定める平和的集会に対する一般的制約事由にある国の安全と公共の秩序が、基本的な市民の自由を抑圧するために利用されてはならないとのべた。人権党の党首は「平和的集会法は国の安全と公共の秩序に重点が置かれた。これは政府の口実である」と発言した。野党によって提案された法案の修正は、人民党によって拒絶された<sup>39)</sup>。

10月20日、国民議会で第2次法案の第15条から第26条が可決された。この日

---

36) Vong Sokheng, Govt rejects criticisms of demonstration law, The Phnom Penh Post (30 June 2009).

37) カンボジア国民議会規則によると、国民議会の常会の会期は年2回で、各会期は少なくとも3ヵ月となっている（第1条）。この規則については、[四本 1999] に所収の日本語訳を参照。

38) Meas Sokchea, Draft law covering protests blasted, The Phnom Penh Post (15 October 2009).

39) Meas Sokchea, National Assembly reopens debate on Demonstration Law, The Phnom Penh Post (20 October 2009).

の審議では、野党は第4章「犯罪および刑罰を処理する手続条項」に関して論戦を挑むとともに、デモの組織者が公的集会を開催する前に内務省からの許可を待たなければならないという規定に特別の関心を示した。これに対して、内務省の政務長官はそれらの批判を拒否し、(デモンストレーションが、危険を引き起こすまたは治安、安全および公共の秩序に重大な危険をもたらす得ることを示す明確な情報がある場合に)「政府役人は抗議行動を許可する前にデモの指導者と話し合う必要がある」、「われわれは人びとが政府に通知してから直ちにデモを行うことを許可することができない。(なぜならば)もしデモに何か問題が起きれば、誰が責任をとるのか? それは政府である」からだと答弁した<sup>40)</sup>。

10月21日、国民議会で第2次法案の残りの3カ条(第27条から第30条)が可決された。法案が採択された後、与野党の議員は次のような感想をのべた。サムランシー党の党首は、この法律はデモを停止する口実として政府が国の安全と公共の秩序を利用することを認める、したがって、人びとの表現の自由を閉ざすための口実になると語った。人権党の党首は、この法律は人民党が人びとの力をどのようにして脅かすのかを示すものに過ぎないと述べた。ある人民党の議員は「いかなる法律も与党だけでなく、国民にとって重要である」、その法律は選挙で勝利したいいかなる政党も利用し得る、「われわれが行うことはカンボジアの状況に適合させることである」と話した<sup>41)</sup>。

平和的集会法の起草過程における利害関係者の応答から、この法律の内容に関する論点、それに対する利害関係者の主張の相違は、次のようにまとめることができる。最大の論点となったのは、200人以内の参加人数と自由公園という集会する場所を限定する規定(第14条)である。第2は、デモの最中に起きた財産への損害に対する賠償をデモの組織者に負わせるという規定(第26条)

40) Meas Sokchea, Demonstration law debate continues at Nat'l Assembly, The Phnom Penh Post (21 October 2009).

41) Meas Sokchea, Assembly passes demonstration law, The Phnom Penh Post (22 October 2009).

である。第3は、集会の自由と権利の一般的制限事由とのバランス（第2条）である。第4は、デモや集会に対して許可制が想定されていると考えられる言葉の使用や不明確性（第6条・第11条・第20条など）である。国連、市民社会、野党はこれらの論点に関して、集会や表現の自由が制限され、政府を批判する集会やデモが抑圧される懸念、憲法や国際人権基準に違反することを繰り返し主張した。他方で、政府と人民党は、この法律が国内的・国際的基準に則しており、民主主義を促進するものであるという肯定的側面に焦点を合わせると同時に、集会やデモをあくまで国の安全や公共の秩序の枠内に留めておきたい（逆に言うと、デモの暴徒化や政府に批判的な集会の開催を回避したい）点を強調した。先述したように、第1次法案から第2の論点が修正された以外は、人民党の主張に押されて修正されずに国民議会で採択された。

## 2. 法律の内容

平和的集会法は、第1章「一般条項」（第1条から第4条）、第2章「平和的集会の実施に関する通知の手続」（第5条から第14条）、第3章「デモンストレーションの指導者および当該当局の責任」（第15条から第20条）、第4章「犯罪および刑罰を処理する手続条項」（第21条から第27条）、第5章「暫定条項」（第28条）、第6章「最終条項」（第29条と第30条）で構成されている<sup>42)</sup>。

第1章では、最初に平和的集会法の目的として、「カンボジア王国における平和的集会の組織および機能を決定すること」（第1条）、「平和的集会を通してクメール市民の表現の自由を確保すること」（第2条）の2点を明記している。ただし、この権利の制限事由として、「他人の権利、自由および名誉、国民社会の良き慣習、公共の秩序ならびに国家の安全」（第2条）を列挙している。第3条では、この法律が適用除外する平和的集会およびデモンストレーションとして、① 選挙キャンペーン期間中の集会や行進、② 労働法によって扱われて

---

42) 平和的集会法（英語）については、次のウェブサイトを参照。[http://www.sithi.org/admin/upload/law/New\\_Law\\_on\\_Peaceful\\_10\\_getu\\_Demonstration2009\(Eng\).pdf](http://www.sithi.org/admin/upload/law/New_Law_on_Peaceful_10_getu_Demonstration2009(Eng).pdf)



いる集会、③ 宗教、芸術、文化、国の慣習および伝統、社会的利益のための教育的普及活動に役立つことを目的とする行進、葬儀の行列ならびに他の集会という3点を挙げている。第4条では、平和的集会の定義として、「多様な形態または手段を平和的に使用することによって、自分たちの感想、意見および意思を公的に要求、抗議もしくは表現するために、人びとの集団によって行われる集会または行進のこと」であると規定する。

第2章では、最初の3カ条で平和的集会の実施に必要な通知の手續について明記している。平和的集会の開催には主催者が地方当局へ文書で通知すること(第5条)、通知内容〔デモ主催者3人の氏名、連絡先、身分証明書の添付、開催の目的・日時・期間、行進経路、参加人数と車両数〕(第6条)、平和的集会の開催日の5日前までに通知を提出すること(第7条)が、それぞれ規定されている。

次に、通知を受理した地方当局の対応に関する条文が続く。当該地方当局は、通知の申請者に対して文書の許可書を発行、通知の文書を公表、その複写を関連機関に送付する(第8条)。「平和的集会が、国王の誕生日、戴冠式、水かけ祭り、国家独立記念日、クメールの新年およびプチュンバンの日」と「デモンストレーションが、危険を引き起こすまたは治安、安全および公共の秩序に重大な危険をもたらすかもしれないことを示す明確な情報がある」場合以外は、地方当局は通知の文書に返答する(第9条)。通知を受理後、当該地方当局は3日以内に返答することになっているが、期限内に返答しない場合は、地方当局が許可したもの見なされる(第10条)。受理した通知を審査した後、「デモンストレーションが危険を引き起こすまたは治安、安全および公共の秩序に重大な危険をもたらす得ることを示す明確な情報を持つ」と判断した場合、地方当局は速やかに通知の申請者に知らせ、問題解決のために当該地方当局および他の関連機関と話し合いの時間を持つ(第11条)。議論が合意に達しない場合、当該地方当局は重大な意見を内務相に求める(第12条)。内務相の決定は、平和的集会の予定日の遅くとも24時間前までに通知の申請者に文書で送付される(第13条)。

第2章の最後の条文(第14条)では、平和的集会が、① 特別市または州にお

## 移行期のカンボジアにおける集会の自由の受容と変容

いて200人以内によって実施される、法律または規則によって適切に設置された自由公園、② 特別市または州において200人以内によって実施される、所有者または集合財産の管理に責任がある部局からの承認がある私有財産もしくは集合財産の場所において開催される場合、第6条で規定された通知手続とは異なる方法を要求している。すなわち、署名または拇印のある文書と平和的集会の主催者3人の身分証明書の複写の添付だけを、開催予定日の「勤務日期间においては少なくとも12時間前または休日期间においては36時間前」までに地方当局へ提出することになっている。さらに、2つ以上の異なる集団が主催する平和的集会が同じ場所と時間帯に開催することを希望する場合には、先に地方当局へ通知した集団を優先し、他の集団は少なくとも500メートル離れた場所で開催することが認められる。その上、この条文で規定されている平和的集会の開催時間は、「午前6時から午後6時の間」に限定している。

第3章では、平和的集会への対応を任された公務員が、交通整理のために警察などと協力することを求めている（第15条）。平和的集会の主催者は、デモンストレーションが平和的に進行するため、① 3点目の責任について参加者に知らせる、② 地方公務員および当該関連機関と議論・協力する、③ 集会の開催中、指定された時間と場所において、十分かつ適切に秩序を維持するという措置をとる責任があることを規定する（第16条）。当該当局は、治安および公共の秩序を維持するために平和的なデモンストレーションを保護する一方で、平和的集会の開催には介入しないことになっている（第17条）。平和的集会の主催者から支援を要求された場合、当該当局は法律にしたがって十分な注意をもって対応する（第18条）。平和的集会の開催地における当該当局の担当者の身なり（適切な服装および名札と身分コードを示す）と（忍耐的）態度を規定する（第19条）。地方当局が許可した平和的集会（第10条で規定されているような期限内に返答ができずに暗黙の許可を得たものも含む）は、解散されることがない（第20条第1項）。当該当局は平和的集会が暴力的なものになった場合、デモンストレーションを防ぐおよび停止する適切な措置をとることが可能であり（第20条第2項）、通知の文書が提出されないで起きた平和的なデモンストレー

ションを停止するための措置をとることも許されている（第20条第3項）。

第4章は、平和的集会およびデモンストレーションに関連する犯罪と刑罰について規定している。平和的集会の主催者が第5条、第16条、第20条（第2項と第3項）に違反した場合、文書で警告される（第21条）。公務員が第17条から第20条（第1項と第2項）に違反した場合にも、文書で警告されることになっている（第22条）。デモの参加者が他人に危害を加えるまたは他人の権利および自由に干渉するような危険物を携帯する場合、当該当局はそうした危険物を押収し、その所持者が関与する可能性がある危険な侵害行為を禁止することができる。また、所持する危険物の譲渡を拒否する者に対して、当該当局は一時的に拘束することも認められている（第23条）。当該当局は武器または爆発物を携帯するデモの参加者に対して、武器または爆発物の押収、その所持者の拘束、逮捕、および他の機関へ送致することができる（第25条）。平和的集会の最中に私有および公共財産に損害を与えた場合、その犯行者および共犯者に賠償の責任がある。賠償ができない場合には、当該当局が事件を記録し、裁判所へ提出する（第26条）。平和的集会の最中にデモの参加者または他の人を死傷させた犯罪者は、法律にしたがって処罰される（第27条）。

第5章では、法律が発効して6ヵ月以内に、首都および州が、適切な場所に第14条で規定される「自由公園」を設置することを求めている（第28条）。

### 3. 特 徴

第1に、平和的集会法は表現の自由と集会の自由を保障する法律であることを宣言している点である（ただし、双方の自由を定める1993年憲法第41条については明記されていない）。それは、この法律の目的が「カンボジア王国における平和的集会の組織および機能を決定すること」（第1条）、「平和的集会を通してクメール市民の表現の自由を確保すること」（第2条）の2点を明記している点に見て取れる。その意味で、この2つの条文における表現からすると、平和的集会法の立法目的は社会秩序の維持ではなく人権の保障であると見なせる<sup>43)</sup>。

43) この立法目的は、第17条から第19条の規定にも見られる。

第2に、平和的集会法は権利の一般的制限事由を多数含んでいる。それは、「他人の権利、自由および名誉、国民社会の良き慣習、公共の秩序ならびに国家の安全」(第2条)の6項目である。1993年憲法第41条が規定する制限事由は、「他人の権利、社会の秩序……公共の秩序及び国家の安全」の4項目となっている。自由権規約第21条は、「国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由」の7項目である。特に平和的集会法は、憲法と自由権規約にはない「他人の名誉」を含んでいる点が目立った特徴である<sup>44)</sup>。

第3に、条文に曖昧な表現が多く、明確性の原則に欠ける。例えば、第9条と第11条に規定されている「明確な情報」という言葉は当局による自由裁量の余地が大きく、その言葉に接続している「デモンストレーションが、危険を引き起こすまたは治安、安全および公共の秩序に重大な危険をもたらし得ることを示す」という漠然性の高い表現の恣意的解釈によって、正当なデモンストレーションが禁止される可能性がある。また、第20条第2項と第3項にある「措置をとる」という言葉は拡大解釈されると、暴力的なデモンストレーションや通知のない自発的なデモンストレーションが過度な暴力的措置によって停止される危険性を内在させている<sup>45)</sup>。さらに、第21条と第22条にある「文書で警告される」という表現は、警告だけで終わるのか警告後に他の措置がとられ

---

44) この点は、2009年に制定された新刑法における名誉毀損罪(第305条)の位置づけと考え合わせると、平和的集会やデモンストレーション(の参加者)に対しても名誉毀損によって規制・抑制したいというカンボジア政府の意図を感じさせる。新刑法における名誉毀損の特徴については、[木村 2015] 第2章を参照。

45) 違法なデモンストレーションや平和的集会であったとしても、それを過度な暴力で禁止・鎮圧することは、「必要性と比例性の厳格な基準」や「比例制原則」と一致しない。制限は適切性、非侵害的な手段の使用が必要とされる。この点については、自由権規約第19条に関する一般的意見34のパラグラフ22と34を参照。一般的意見34は表現の自由に関する内容であるが、表現の自由と集会の自由との関係性、平和的集会法の立法目的に表現の自由の確保がある点を考えても、ここにおいても妥当すると思われる。一般的意見34については、日本弁護士連合会のウェブサイト参照。以下も同様。[http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/treaty/data/HRC\\_GC\\_34j.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/HRC_GC_34j.pdf)

るのが分からない。

第4に、第2点と第3点にも関連するが、デモンストレーションや平和的集會を委縮させる、その効果を奪う規定が見られる。平和的集會を事前に通知する文書には開催の目的・日時・期間とともに、部門ごとの参加者数だけでなく車両数も報告することになっていた(第6条)。これは厳格に解釈されると、通知の内容に虚偽情報があるとして平和的集會が禁止される恐れがある。第28条にしたがって設置される自由公園は人びとが容易に立ち寄れる場所が予定されており、遠隔地の人びとは自由公園で開催される集會に参加することが阻まれる。また、他の平和的集會よりも通知の手續が緩やかな——自由公園や所有者または当該当局から許可された場所で開催される——平和的集會に参加できる人数は、最大200人以内に制限されている(第14条)。さらに、開催通知の審査で不許可になった場合、話し合いにより問題の解決ができないときには、最終的には内務相の判断であり、司法的救済は規定されていない(第11条・第12条)<sup>46)</sup>。

第5に、私的な集會(會話)を規制する規定がある。第14条において、所有者の許可がある私有財産の場所における200人以内の平和的集會は、主催者に地方当局へ通知をすることを要求している。法律による定義では、平和的集會に集う人数は明記されていない(第4条)。この点から考えると、少なくとも自宅における3人以上の私的な集會(會議)でさえ通知の届出を行う必要があると解釈されうる。これは、明らかにプライバシーの権利を侵害する<sup>47)</sup>。

46) 芦部信喜は、日本における公安条例を事例に挙げながら、集會やデモを規制する手段は届出制だけで足り、許可制をとる場合は、① 実質的には届出制と変わらない明確かつ厳格に限定された許可基準、② 裁判による救済手續が整備されていることの2点が必要だと指摘する[芦部 2011] 209頁。平和的集會法は、芦部が指摘する許可制に必要な2つの要件をいずれも満たしていない。

47) この規定は、1993年憲法第40条第3項にある住居のプライバシーに対する権利、自由権規約第17条「私生活、名譽および信用の尊重」に抵触する。自由権規約第17条に関する一般的意見16は、「恣意的な干渉」(arbitrary interference)という語句も又第17条により保護される権利に関連するものである。本委員会の見解によると「恣意的干渉」という語句は、法に規定された干渉をも含むものである。法ノ

## 移行期のカンボジアにおける集会の自由の受容と変容

最後に、平和的集会法は法律による事前抑制と行政措置による事後規制という二重構造を持っている。法律による事前抑制に関しては、6項目の権利の一般的制限事由（第2条）、開催地（自由公園など）や人数（200人以内）の制限（第14条）などの規定に見られる。行政措置による事後規制については、平和的集会の事実上の許可制（この点は、第6条にある「通知の文書の申請者（applicants）」という表現の「申請者」という言葉にも反映されている）、平和的集会の主催者に対する責任規定（第16条）、暴力的や無許可の自発的なデモンストレーションに対する停止・解散の措置（第20条第2項・第3項）などに散見できる。

平和的集会法は「カンボジア王国における平和的集会の組織および機能」の決定と「平和的集会を通してクメール市民の表現の自由」の確保という立法目的から、見かけ上はリベラルな法律である<sup>48)</sup>。しかし、その実体規定を詳しく検討してみると、その内実は社会の秩序と安全の維持を優先する傾向が強く、その分、平和的集会やデモンストレーションを規制しようとする意図が透けて見える。

## 第4章 集会の自由に関する政府見解の推移

デモンストレーション法と平和的集会法の内容とその特徴について考察してきた。最後に、両者の相違点を中心に比較することで、デモンストレーションと集会の自由に関するカンボジア政府の見解の変化を考察する。

立法目的に関して、デモンストレーション法は明記してなかったが、平和的集会法には2つの目的（「カンボジア王国における平和的集会の組織および機

---

によって規定された干渉であってさえも、本規約の規定、目的及び目標に合致しなければならないし、かつまた、どんな事であろうとも、特定の状況の下で、合理的な干渉でなければならないということを保障しようとして、“恣意的”という概念を導入したものである」（パラグラフ4）と記している。一般的意見16については、日本弁護士連合会のウェブサイトを参照。[http://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human\\_rights/liberty\\_general-comment.html#16](http://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/liberty_general-comment.html#16)

48) この点に、1993年憲法と自由権規約に対する一定程度の配慮、アメリカ弁護士会による支援の痕跡が窺える。

能」の決定と「平和的集会を通してクメール市民の表現の自由」の確保)が規定されていた。両方とも(異なりはするが)憲法の関連する人権規定を具体的に保障する法律であると見なせる。しかし、後者の方が立法目的を明確に記している点で、人権の保障というリベラルな側面を表している。前者は条文の表現からはそうした点は読み取れない。

権利の一般的制限事由に関して、デモンストレーション法は「公共の平穩、秩序または安全」であったが、平和的集会法では「他人の権利、自由および名誉、国民社会の良き慣習、公共の秩序ならびに国家の安全」を挙げており、その項目は倍増した。2つの法律が起草された期間には、カンボジア社会の変化(特に、複数政党制と定期的選挙の導入、NGO・メディア・労働組合などの市民社会の形成にともなうデモや集会の激増)がある<sup>49)</sup>。前者にはなかった「他人の権利、自由および名誉」という個人的法益を挿入している点は、第1の点と同じくリベラルな側面を感じさせる。しかし、制限事由の拡大にデモや集会は社会秩序を混乱させる要因であるという根強い政府の見解が看取できる。

法律上の言葉では明確ではないが、事実上、デモや集会の開催に対する許可制を採用している点で、2つの法律は共通している。しかし、一部相違する点もあった。地方当局に対して事前に通知する文書の内容は、平和的集会法には身分証明書の複写と車両数が加わった。また、通知の届出期限について、デモンストレーション法は開催日の3日前であったが、平和的集会法では5日前と延長された。これらは規制の強化である。さらに、受理した通知を地方当局が許可しない理由については、前者の「デモンストレーションが騒乱をもたらす性格を持つと信じる場合」という表現から、後者の「デモンストレーションが危険を引き起こすまたは治安、安全および公共の秩序に重大な危険をもたらす

49) もちろん、2つの法律が依拠する1989年憲法(第37条)と1993年憲法(第41条)における、集会の自由に対する制限事由の相違、カンボジアの自由権規約の批准(1992年)も考慮する必要がある。この点で、平和的集会法第2条で規定された制限事由に「他人の名誉」が挿入されたことが興味を引く。なぜなら、先述したように、この制限事由は1993年憲法第41条と自由権規約第21条のどちらにもないが、1989年憲法第37条には規定されているからである。

得ることを示す明確な情報を持つ場合」へと変化した。しかし、どちらも曖昧な表現で明確性の原則に欠け、恣意的に適用される危険性がある。

無許可の（自発的な）デモや集会、暴力的なデモや集会は、地方当局によって停止・解散させられる点については、両方とも共通している。また、デモの参加者が危険物や武器を携帯している場合には、警察などの関連当局がそれらを押収する、それを拒否する者を一時的に拘束できる点についても同様である。

デモや集会の最中における犯罪行為に対する処置については、異なる点がある。デモンストレーション法は、デモ行進中に行われた私有および公共財産への損害と人に対する傷害行為の処罰を同じ条文に規定している（第7条）。それに対して、平和的集会法は、財産への損害（第26条）と人に対する傷害（第27条）を分離して規定している。前者は、デモの参加者に暴力を扇動する人を処罰の対象としているが、後者では扇動者が除外され、その代わりに共犯者にも損害賠償の責任を負わせている。また、前者ではデモによって生じた損害に対する賠償は、それが起きた場所の州または市の責任とする規定（第10条）であったが、後者では削除された。

平和的集会法に新たに加わった条文は複数あるが、次のような条文の規定が重要である。第1は、特定の場所（自由公園、私有地および許可された公共の場）、時間（午前6時から午後6時の間）、限定された人数（200人以内）による平和的集会について規定する第14条である<sup>50)</sup>。この条文は、個人の自宅における私的集会も対象となる可能性があり、表現の自由やプライバシーの権利を侵害する規定でもあった。これは、デモンストレーション法にはない平和的集会を定義する条文（第4条）に集会の参加者数を特定していない点と考え合わせると、その可能性がより現実味を帯びる。第2は、平和的集会の主催者に対する責任規定（第16条）とその違反に対する警告規定（第21条）である。さらに、通知の申請者には第16条にある役割と義務の尊重および遵守を要求している（第6条）。

50) 平和的集会法の条文のなかで、自由公園の設置に関する規定は関係者（特にカンボジアの人権 NGO）のあいだにおいて最も関心を集めた [CCHR 2010] 10。



平和的集会法は、人権保障という立法目的の明記、その目的を反映した規定（平和的デモに対する保護の措置と平和的集会への不介入など）を挿入した点では、デモンストレーション法と比べて大きな前進である。しかし、平和的集会法にしか見られない規定（平和的集会の範囲を制限、私的集会も対象、主催者の規定）、権利の制限事由の拡大から考えると、デモと集会の自由という権利を保障するという側面に関しては後退した感が否めない。基本的にはデモや集会を抑制・規制しようとする政府の姿勢が変わるところか、強化されていると見なせる。その点で、集会の自由に対する政府の見解は、アメリカの判例上で展開されてきた「伝統的（本質的）パブリック・フォーラム」（公園や道路は本来集会の場であるがゆえに、憲法上強く保障される）という見方と正反対である<sup>51)</sup>。

デモンストレーション法は、その成立の背景、法律の内容と運用からも、デモ鎮圧法という性格を持っていた。1993年憲法の施行と自由権規約の批准、そしてアメリカ弁護士会の支援もあって、平和的集会法はリベラルな装いで着飾っているが、実質的には政府を批判するデモや集会に対する治安立法であると言える。

国連人権高等弁務官カンボジア事務所は表現の自由が確保される環境の整備に寄与するため、内務省や他のアクターと引き続き協力し、2011年に平和的集会法の実施ガイドを発刊した。その目的は国際人権基準にしたがって法律を実施するために当局、市民社会の構成員そして最終利用者に対して実用的なガイダンスを提供することである<sup>52)</sup>。カンボジア事務所は内務省と協力して地方公務員に対して実施ガイダンスに関するトレーニングも行っている。しかし、地方当局は平和的集会法が施行する前に内務省から出された命令を利用している。そのため、いまだに集会やデモが許可されなかったり、妨害・解散させられた

51) アメリカの「パブリック・フォーラム」論については、[市川 2003] 第2編第2章第2節と補章第2第1節を参照。

52) [U.N 2011] para. 22. 平和的集会法の実施ガイド（英文）については、次のウェブサイト参照。[http://cambodia.ohchr.org/WebDOCs/DocProgrammes/Implementation\\_Guide-Rev\\_Eng.pdf](http://cambodia.ohchr.org/WebDOCs/DocProgrammes/Implementation_Guide-Rev_Eng.pdf)

りしている<sup>53)</sup>。

## おわりに

民主化によりリベラルな政治体制を採用することになったポスト社会主義諸国において、リベラルな政治システムや人権（概念・法制度）を定着するには、従来の社会主義的なそれを克服する必要がある。そこには両者の相剋と共存が存在するであろうことは容易に察することができる。ただし、その様相は国によって差異があると考えられる<sup>54)</sup>。

内戦の最中である1981年に社会主義憲法を採用したカンボジアは、内戦終結の統治下で起草された1993年憲法で、カンボジアの歴史において初めて複数政党制に基づく自由民主主義体制が導入され、複数のリベラルな基本的権利が導入された。しかし、長らく政権を維持してきた人民党には一党支配や社会主義的合法性が染みついており、そのメンタリティを今日まで継承している。ここでは、自由な意見交換や民主的な政治参加よりは、党への忠誠と敵対者への攻撃、権利よりは秩序維持が優先される<sup>55)</sup>。

2014年1月末の第2回普遍的定期審査において、2013年に実施された第5回総選挙の結果を違法だと主張する野党（支持者）を中心としたデモに対して、負傷者を出すまでの強圧的措置と禁止措置をとった政府の行為を批判する質問が出された。それに対して、カンボジア政府の代表は、デモの「禁止は平和的集会法に則したものであり、社会の秩序と安定そして社会全体の安全を回復するためにまさしく必要であった」と応答した<sup>56)</sup>。この発言にも、集会の自由やデモの権利を保障するよりは公共の秩序や国の安全を優先する——前者の権利

---

53) [U.N 2012] para. 21.

54) この点について、ロシアは [森下 1999a/b]、中央アジア諸国は [桑原 2010] を参照。

55) 四本健二は、カンボジア政府と人民党の市民社会に対する警戒の背景には、政策目標を達成するため政治指導者による上からの国民の動員と敵対者の排除という歴史、それにとまなう人民党幹部の市民社会との接触の未経験が存在すると指摘している [四本 2013] 52-53頁。

56) [U.N 2014] para. 53.

を制限する事由として後者を引き合いに出す——ように平和的集会法を解釈する傾向が見られる。

平和的集会法は1993年憲法と自由権規約の枠組みに拘束され、アメリカ弁護士会が関与して起草された。そのため、その立法目的として表現と集会の自由を保障するというリベラルな要素が見られた。この点に、移行期における自由民主主義の前進を見ることができるとは言えない。しかし、人民党に深く体现されている社会主義的合法性の原理を強固に組み込んだため、政府の恣意的な法律の運用によって、平和的な示威行為や集会が過度に抑圧される危険性が強い法律となった。この面では、伝統的な秩序維持の優先がしっかりと継続されている。その意味で、カンボジア政府による人権のヴァナキュラー化は、集会の自由と平和的示威行為の権利に関する限り、社会主義的合法性に根ざした人権観を基礎にしてリベラルな人権観を否定し、反対勢力に対抗して自分たちの便益を擁護する自己利益型のヴァナキュラー化であると判断できる<sup>57)</sup>。

ギャレイ・パップは、カンボジアのような非西洋社会の政府システムでは、政治「指導者が、故意に、意識せずに、または不可避免的に、近代国民国家の形式的存在を正当化する手段として西洋の文化的素材を充て、他方でその政治の主要な要素を多かれ少なかれ変化せずに残す」と指摘した<sup>58)</sup>。この見解は政治システムについてのべたものだが——集会やデモンストレーションのような権利に関する——法律にも十分に当てはまるであろう。

筆者はカンボジアの新刑法（2009年）の名誉毀損と扇動に見られる表現の自由を規制する規定のあり様を分析して、政府と人民党はその底流において恩恵的人権観（政府が承認する個人や団体または政府が許可する行為にだけ、政府が権利を承認するという人権観）を信奉しており、それを支えるのは人民党内の恩顧主義的・縁故主義的な組織構造ではないかと主張した<sup>59)</sup>。本稿で検討した平和的集会法の内実からも、この主張を裏付けることができるとと思われる。

57) 人権のヴァナキュラー化の類型については、[木村 2015a] 第3章第2節を参照。

58) [Gyallay-Pap 2007] 75-76.

59) [木村 2015b] を参照。

付け加えるとすれば、そうした恩恵的人権観の基盤には社会主義的合法性という規範が地下水脈として流れているという点である。双方が重なり合いながら、カンボジア政府の人権に対する思考と態度が形成されている。

### 参 考 文 献

- 鮎京正訓・高 世仁 [1981] 「ベトナム社会主義共和国憲法」『法律時報』第53巻  
6・7号
- 鮎京正訓 [1993] 『ベトナム憲法史』日本評論社
- 芦部信喜（高橋和之補訂）[2011] 『憲法（第5版）』岩波書店
- 天川直子 [2003] 「政党政治の成熟に向けて」アジア経済研究所編『アジア動向年報  
2003』日本貿易振興会アジア経済研究所研究支援部
- [2004] 「新政府の成立」アジア経済研究所編『アジア動向年報2004』日本  
貿易振興会アジア経済研究所研究支援部
- [2009] 「人民党の圧勝」アジア経済研究所編『アジア動向年報2009』日本  
貿易振興会アジア経済研究所研究支援部
- 市川正人 [2003] 『表現の自由の法理』日本評論社
- 今川幸雄 [2000] 『カンボジアと日本』連合出版
- 内田みどり・清水奈名子 [2012] 「多様化する移行期正義の軌跡」日本平和学会編  
『体制移行期の人権回復と正義 [平和研究第38号]』早稲田大学出版部
- 小田 博 [1986] 『スターリン体制下の権力と法——社会主義的合法性原理の形成過  
程——』岩波書店
- 木村光豪 [2014] 「カンボジア王国憲法の人権規定——起草過程に影響を与えた諸要  
因と規定の特徴——」『関大法学論集』第63巻第6号
- [2015a] 「人権の文化多元主義的アプローチの可能性——人権のヴァナ  
キュラー理論を中心に——」『関大法学論集』第64巻第5号
- [2105b] 「カンボジアにおける表現の自由に関する規制立法——刑法にお  
ける名誉毀損と扇動を中心に——」『関大法学論集』第65巻第4号
- 桑原尚子 [2010] 「中央アジア編 人権」稲正樹・孝忠延夫・國分典子編『アジアの  
憲法入門』日本評論社
- 萩野芳夫・畑博行・畑中和夫編 [2007] 『アジア憲法集 [第2版]』明石書店
- 廣瀬和子 [1998] 『国際法社会学の理論 複雑システムとしての国際関係』東京大学  
出版会
- 森下敏男 [1999a] 「ポスト社会主義社会における人権概念の受容（上）」『神戸法学  
雑誌』第47巻第1号

- [1999b] 「ポスト社会主義社会における人権概念の受容（下）」『神戸法学雑誌』第47巻第2号
- 四本健二 [1999] 『カンボジア憲法論』勁草書房
- [2013] 「カンボジアにおける市民社会と法——『団体及び非政府機関法』の起草を中心に——」孝忠延夫・安武真隆・西 平等編『多元的世界における「他者」（下）関西大学マイノリティ研究センター最終報告書』関西大学マイノリティ研究センター
- Article 19 [2006] Freedom Expression and the Media in Cambodia,  
<http://www.article19.org/data/files/pdfs/publications/cambodia-baseline-study.pdf>
- CCHR (Cambodian Center for Human Rights) [2009] The Draft Law on Peaceful Demonstrations is seriously Flawed,  
[http://www.cchrcambodia.org/media/files/press\\_release/67\\_201\\_en.pdf](http://www.cchrcambodia.org/media/files/press_release/67_201_en.pdf)
- [2010] Cambodia Gagged: Democracy at Risk? Report on Freedom of Expression in Cambodia,  
<http://www.cchrcambodia.org/admin/media/report/report/english/12010-09-14-%20CAMBODIA%20GAGGED%20DEMOCRACY%20AT%20RISK-%20EN.pdf>
- [2011] Briefing Book for Donors and Others on the Law on Associations and Non-Governmental Organizations and the Shrinking Space for Civil Society in Cambodia,  
[http://www.cchrcambodia.org/admin/media/analysis/analysis/english/CCHR%20Briefing%20Book%20on%20the%20Law%20on%20Associations%20and%20Non-Governmental%20Organizations\\_2.pdf](http://www.cchrcambodia.org/admin/media/analysis/analysis/english/CCHR%20Briefing%20Book%20on%20the%20Law%20on%20Associations%20and%20Non-Governmental%20Organizations_2.pdf)
- Cuq, Emilie, Fitzgibbon, Will, Tinga, Jens [2010] Cambodia Freedom of Expression, Association and Assembly: A Shrinking Space (International Fact-Finding Mission Report), International Trade Union Confederation,  
[http://www.fidh.org/IMG/pdf/OBS\\_CAMBODGE\\_final\\_ENG.pdf](http://www.fidh.org/IMG/pdf/OBS_CAMBODGE_final_ENG.pdf)
- FIDH (Federation internationale des Ligues des droits de l'Homme) [2009] Analysis of the Law on Demonstrations adopted by the National Assembly in October 2009,  
[http://www.fidh.org/IMG/pdf/Analysis\\_assembly\\_law\\_Oct\\_09-2.pdf](http://www.fidh.org/IMG/pdf/Analysis_assembly_law_Oct_09-2.pdf)
- Hughes, Caroline [1996] UNTAC in Cambodia: The Impact on Human Rights, Institute of Southeast Asian Studies.
- Gyallay-Pap, Peter [2007] Reconstructing the Cambodian Polity: Buddhism,

移行期のカンボジアにおける集会の自由の受容と変容

- Kingship and the Quest for Legitimacy, Harris, Ian (ed.) Buddhism, Power and Political Order, Routledge.
- Gottesman, Evan [2004] Cambodia After the Khmer Rouge : Inside the Politics of Nation Building, Yale University Press.
- Jones, Sidney and Pokempner, Dinah [1993] Human Rights in Cambodia : Past, Present, and Future, Brown, Frederick Z (ed.), Rebuilding Cambodia : Human Resources, Human Rights, and Law, Foreign Policy Institute, Paul H. Nitze School of Advanced International Studies, John Hopkins University.
- Kong Phallack [2012] Overview of the Cambodian Legal and Judicial System, Hor Peng, Kong Phallack, Menzel (eds.) Introduction to Cambodian Law, Konrad Adenauer Stiftung. [http://www.kas.de/wf/doc/kas\\_31083-1522-1-30.pdf](http://www.kas.de/wf/doc/kas_31083-1522-1-30.pdf)
- LICADHO (Cambodian League for the Promotion and Defense of Human Rights) [2006] Freedom of Assembly in Cambodia : December 2005 to September 2006, <http://www.licadho-cambodia.org/reports/files/101LICADHO-AssemblyDec2005Sept2006.pdf>
- Nowak, Manfred [2005] U.N. Covenant on Civil and Political Rights: CCPR Commentary (2nd revised edition), N. P. Engel, Publisher.
- U.N. Doc [2004] Situation of human rights in Cambodia (Report of the Special Representative of the Secretary-General for Human Rights in Cambodia, Peter Leuprecht), E/CN. 4/2005/116 (20 December 2004).
- [2006] Situation of human rights in Cambodia (Report of the Special Representative of the Secretary-General for human rights in Cambodia, Yash Ghai), E/CN. 4/2006/110 (24 January 2006).
- [2011] Role and achievements of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights in assisting the Government and people of Cambodia in the promotion and protection of human rights, A/HRC/18/47 (21 September 2011).
- [2012] Role and achievements of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights in assisting the Government and people of Cambodia in the promotion and protection of human rights, A/HRC/21/35 (20 September 2012).
- [2014] Report of the Working Group on the Universal Periodic Review (Cambodia), A/HRC/26/16 (27 March 2014).

謝辞 本稿の執筆にさいして、角田猛之教授（法学部）、市原靖久教授（法学部）、西平等教授（法学部）からご意見を頂いた。3人の先生方に感謝申し上げます。